

岬町は技能労務職員等の給与等の総合的な点検を実施し、その現状、見直しに向けた基本的な考え方等について、平成19年7月6日付け総務省の通知に基づき公表いたします。

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与及び民間従業員のデータ (平成19年4月1日現在)

区分	岬町職員			民間		
	職員数	平均年齢	平均給与	類似職種	平均年齢	平均給与
全体	16人	40.6歳	309,303円	-	-	-
給食調理員	10人	34.6歳	281,022円	調理員	43.1歳	260,500円
用務員	6人	52.6歳	365,865円	用務員	53.9歳	227,200円

平均給与とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当など、すべての諸手当の額を合計したもので、岬町の人事行政の運営等の状況において公表しているものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3か年平均)

技能労務職の職種と民間の類似職種等の比較では、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

用務員には労務員1名を含んでいます。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

区分	23歳以下	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
全体	16人	2人	5人				2人	2人		5人	
給食調理員	10人	2人	5人					2人		1人	
用務員	6人						2人			4人	

(3) その他給与に関する事項

1 給料表

行政職給料表(国家公務員の行政職給料表(一)に同じ)を採用し3級まで適用しています。

2 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・特殊勤務手当、期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

3 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える職員にあっては2号給)を標準として昇給します。

#### 4 具体的な取組内容

##### A 総務省通知以降（平成19年7月6日以降）新たに取組むこととなったもの

地域手当の引下げ

地域手当の5%支給を3%に引下げ（平成20年1月から適用）

給料の減額

給料を3%減額（平成20年4月から適用）

特殊勤務手当の見直し

変則勤務手当の廃止（平成20年1月から適用）

搬送業務手当を廃止（平成20年4月から適用）

収納促進事務手当の廃止（平成20年4月から適用）

##### B 総務省通知以前（平成19年7月6日以前）での取り組み。

給与構造改革の実施

給料水準の平均4.8%引下げや退職手当の見直し（平成18年4月から適用）

地域手当の引下げ。

地域手当手を6%から5%に引き下げ。（平成19年4月から適用）

住居手当の見直し

住居手当の国準拠（平成18年10月から適用）

#### 5 その他

技能労務職員については、民間活力の導入など事務事業の見直し等を進めることで、人材の能力開発等に努め、退職不補充の状況でも適正な配置が図れるように検討してまいります。